

エッグビュー に関するご相談・事案処理について

近頃、当事務所にエッグビューに関する相談が非常に急増しています。
相談内容に関しては守秘義務等の面から詳しいことにまでは言及できませんが
業務委託の報酬が支払われないという相談傾向が非常に多いというのが現状です
エッグビューの販売店にもさまざまなところがありますが、大きく現在では「販売を継続
している」「販売を中止している」会社に2分化しています。

エッグビューはマスネットから業務提供誘引として仕事を委託され報酬を得るシステムで
すが、その仕事の報酬が支払われないという事は消費者側からすれば何の為にエッグビ
ューを購入したのかわからないという事になるのは当然だといえます

エッグビューの解約に関してご相談は当事務所宛までお電話連絡・メール等でお問い合わ
せください。

また最近ではクレジット契約ではなく金銭消費貸借契約(要するに消費者金融でお金を借
りてエッグビューを購入する)を締結している場合も非常に多く、支払停止の抗弁が効か
ないという状況も発生しているようです。

このような場合には金利を利息制限法に引きなおす等の処置をとり、最小限に負担を少な
くする等の処置を取る必要があります。

また事案によっては、弁護士と共に共同受任させて頂く場合もありますので依頼者のニー
ズに添った解決法を提案させていただきたいと思っております

坂本一紘法務事務所

SAKAMOTO SOLICITOR OFFICE

行政書士・社会保険労務士 坂本 一紘

〒660-0803

兵庫県尼崎市長洲本通1-9-1-403

TEL & FAX 06-6482-3602

<http://www.sakamoto-solicitor-office.com>